

福 歯 発 第 7 7 号
令和元年 5 月 1 6 日

各 会 員 様

公益社団法人 福島県歯科医師会
会 長 海 野 仁



令和元年度（第28回）歯っぴいライフ8020の募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度も標記事業を別紙実施要領のとおり行いますので、下記により特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

募集期間(健診期間)は、令和元年6月1日～6月30日までの1ヵ月間となっております。

なお、**健診日が上記期間以外の歯科健診票については、対象となりません**ので、予めご了承ください。

記

<添付書類>

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 実施要領 | 1 枚 |
| 2. 実施留意事項（会員用） | 1 枚 |
| 3. 8020募集中のチラシ | 5 枚 |
| 4. 歯科健診票 | 2 部 |

(事務担当 地域保健係 寺内 TEL 024-523-3266)

令和元年度（第28回）

歯っぴいライフ8020実施要領

福 島 県
福島県歯科医師会

1. 対 象 者

- (1) 福島県内に住民票があり、かつ居住している者
- (2) 昭和14年6月30日以前に生まれた80歳以上の者
- (3) 20本以上の残存歯（第3大臼歯を含む。）が十分に機能している者
ただし、ブリッジのダミー、C4およびインプラントは欠損歯扱いとする。
- (4) すでに「歯っぴいライフ8020」の認定証を所持している者は除く。

2. 募 集 期 間

令和元年6月1日（土）から6月30日（日）まで

3. 健診及び審査方法

- (1) 自薦他薦を問わず、上記1. 対象者の(1)から(4)を満たす該当者は、最寄りのかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員）において、「歯っぴいライフ8020」に応募することを申し出て健診を受ける（上記募集期間中の健診に限る）。
なお、この場合の健診は無料とする。
- (2) 応募者があった歯科医院は、福島県歯科医師会の会員である歯科医師が別に定める健診票を作成し、7月4日（木）までに各地域歯科医師会長に提出する。
- (3) 各地域歯科医師会長は、応募のあった健診票を7月11日（木）までに福島県歯科医師会長に提出する。
- (4) 福島県歯科医師会は審査会を開催し、認定者を決定する。

4. 認定証の交付

- (1) 所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付する。〔11月8日（いい歯の日）前後の11月中旬予定〕
- (2) 認定証は福島県歯科医師会から対象者に送付する。
- (3) 「歯っぴいライフ8020」認定証の交付に関わる事務は、福島県歯科医師会が行う。

※ 福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、応募者の個人情報は、「歯っぴいライフ8020」に関する表彰の目的以外では使用しない。

※ 「歯っぴいライフ8020」の審査結果は、行政機関や報道機関等に公表する。

令和元年度（第28回）歯っぴいライフ8020実施留意事項

（会 員 用）

1. 募集期間

募集期間は令和元年6月1日～6月30日までとなっておりますので、期間を厳守してください。なお、健診は募集期間中に限ります。

2. 応募方法

- ① 自薦他薦を問わず応募者が県内居住（住民票が福島県内にあり、かつ居住している者）であれば、健診は地域を越えても構いません。（例：二本松市居住の応募者が、福島市のかかりつけ歯科医院で健診を受けても構いません）
- ② 応募者があった歯科医院（会員）は、所定の条件を満たした者の健診票（3枚複写）を作成してください。その際、応募者の氏名の漢字・ふりがな・生年月日を正確に記載してください。
- ③ 担当歯科医師は、所定の要件を満たした者の健診票のうち、歯科医師用を切り離し保存し、残りの健診票2枚（本会用と地域用）を7月4日（木）までに地域歯科医師会長に提出してください。

※ 直接、県歯には送付しないでください。

3. 健診

① 料金

上記募集期間中、「歯っぴいライフ8020」に応募することを申し出た方に行った健診は無料をお願いします。

② 健診票

健診票は3枚複写で、上から1枚目が（本会用）、2枚目が（地域歯科医師会用）、3枚目が（担当歯科医師用）です。

4. その他

- ① チラシや健診票等の追加配付については、県歯事務局までご連絡ください。

第28回 歯っぴいライフ8020募集中!

8020運動とは

歯・口の健康は、食事や日常会話の楽しみなど、生活を営むうえで重要な役割を担っており、心身ともに健康な生活を送るための大切な要素となります。

そこで、福島県と福島県歯科医師会では、「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020運動の一環として、現在十分機能している歯を20本以上保持している80歳以上の方に認定証を交付します。20本以上ご自分の歯が残っている方は奮ってご応募ください。

【対象者】

- ①福島県内に住民票があり、かつお住まいの方
- ②昭和14年6月30日以前に生まれた80歳以上の方
- ③十分に機能している自分の歯が20本以上ある方
- ④すでに「歯っぴいライフ8020」認定証をお持ちの方は除きます。

【募集期間】

令和元年6月1日(土)～6月30日(日)まで

【応募方法】

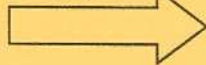
募集期間中に最寄りのかかりつけ歯科医院(福島県歯科医師会会員)に応募することを申し出て口腔の健診を受けてください。健診は無料です。

歯科医院で健診(6/1～6/30)

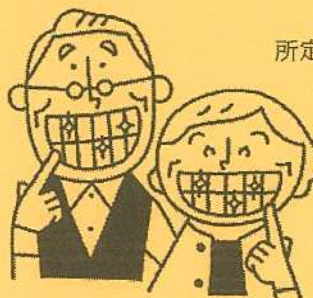
健診は無料です!



応募



認定証交付



所定の要件を満たした応募者
全員に認定証を交付

【認定証の交付】

所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付します。なお、認定証につきましては福島県歯科医師会から郵送いたします。〔11月8日(いい歯の日)前後の11月中旬予定〕

【お問い合わせ】

詳しくは、福島県保健福祉部健康づくり推進課(TEL 024-521-7640)、福島県歯科医師会(TEL 024-523-3266)、または最寄りのかかりつけ歯科医院にお尋ねください。

※福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、ご応募された方の個人情報は「歯っぴいライフ8020」に関する表彰の目的以外では使用いたしません。

※「歯っぴいライフ8020」の審査結果は、行政機関や報道機関等に公表いたしますので、予めご了承ください。